

建設工事にかかる最低制限価格基準の見直しについて

(令和5年7月)

古賀市の建設工事入札案件では、契約価格の適正化及び実効あるダンピング対策の充実を図るため、最低制限価格の設定を実施しています。

令和5年7月3日以降に入札公告または指名通知を行う建設工事入札案件について、以下のとおり見直しますので、入札金額の積算の際は、十分にご注意ください。

(変更点は下線部 _____ の箇所)

1. 最低制限価格は、予定価格算出の基礎となった次の額の合計額とします。

費目	割合
直接工事費	10分の9.7を乗じて得た額
共通仮設費	10分の9を乗じて得た額
現場管理費	10分の9を乗じて得た額
一般管理費等	<u>10分の6.8</u> を乗じて得た額

※ただし、上記合計額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合は、10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合は、10分の7.5を乗じて得た額とします。

2. 特別なものについては、上記1に関わらず、契約ごとに10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で定める割合を予定価格に乗じて得た額とします。

最低制限価格スクラップ控除額の取扱いについて

工事費の積算において、直接工事費の中でスクラップ控除をしている場合【例1】、直接工事費とは別にスクラップ控除額を計上している場合（一般管理費等の計上後に控除されている場合）【例2】、どちらも、最低制限価格の算定に当たっては、直接工事費から当該控除額を減じた上で、所定の率を乗じてください。

$$\begin{aligned} \text{最低制限価格} &= (\text{①直接工事費} - \text{⑤スクラップ控除額}) \times 0.97 \\ &+ \text{②共通仮設費} \times 0.9 + \text{③現場管理費} \times 0.9 + \text{④一般管理費等} \times \underline{0.68} \end{aligned}$$

(参照：別紙「本工事費内訳書」【例1】・【例2】)

本 工 事 費 内 訳 書

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
舗装工事01	1	式		6,234,800		
舗装工	1	式		1,889,340		
サンプル用	1	式	1,889,340	1,889,340		
撤去工	1	式		1,055,958		
サンプル用	1	式	1,061,908	1,061,908		
スクラップ控除	1	式	5,950	5,950	⑤	
直接工事費計				2,945,298	①	
共通仮設費計	1	式		458,000	②	
共通仮設費(率化)	1	式		458,000		
共通仮設费率分	1	式		458,000		
純工事費	1	式		3,403,298		
現場管理費	1	式		1,265,000	③	

本 工 事 費 内 訳 書

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
下水道工事(2)01	1	式		29,317,200		
下水道工事	1	式		13,176,099		
サンプル用	1	式	13,176,099	13,176,099		
直接工事費計				13,176,099	①	
共通仮設費計	1	式		2,895,545	②	
共通仮設費(積上げ)	1	式		916,545		
準備費	1	式		916,545		
サンプル用	1	式		916,545		
共通仮設費(率化)	1	式	916,545	916,545		
共通仮設費率分	1	式		1,979,000		
純工事費	1	式		1,979,000		
現場管理費	1	式		16,071,644		
	1	式		6,300,000	③	

